

第3回策定委員会でのご意見について

No	発言者	指摘	対応	該当ページ
■第4章 都市づくりの目標について				
1	委員長	『観光交流軸の展開イメージ』は分かりやすくなったと思うが、鉄道や自動車、他の公共交通等の移動手段は多様にあったほうが良いと思う。	『観光交流軸の展開イメージ』では、鉄道やバスをはじめとする公共交通の移動をまとめて矢印(⇄)で表現しています。	P.4-9
2	オブザーバー	空港利用者を都市拠点や「やきもの散歩道」周辺の観光交流拠点に誘導とあるが、国際展示場の利用者を入れたほうが良いと思う。また、都市拠点や「やきもの散歩道」周辺に限定して記載がされているので、『北部、南部の観光交流拠点』としたほうが良いと思う。	拠点の説明はご指摘の通り修正します。	P.4-9
3	委員	将来都市構造図で交流拠点が、国際展示場、やきもの散歩道、市役所とレベルが違うのにもかかわらず、同じ色で塗ってあるので分かりづらい。3つぐらいに分けて、書き込んだほうが良いと思う。	ご指摘のとおり、図面を修正します。国際交流拠点、広域交流拠点、観光交流拠点、市民交流拠点の4つに分けて記載します。	P.4-7, P.4-10
4	委員	せっかく国際展示場に多くの人があるので、少しでも市内に取り込んで経済効果を享受できればよいのではないと思う。	観光交流拠点に国際展示場に訪れる人をはじめとするより多くの観光客を引き付ける魅力ある観光交流拠点の形成を図ることを記載します。	P.4-9
5	委員	国際展示場、都市拠点、市役所が移転する飛香台を結び連携軸をもう少し方針として書いていいのではないか。	都市拠点の形成イメージで示している都市機能連携軸を飛香台の市民交流拠点まで伸ばし、連携軸の形成を図ります。	P.4-6
■第5章 都市づくりの方針について				
6	委員	りんくう常滑駅北側の駅前広場の活用の方針と、アクセスする手段を検討してもいいと思う。	広域交流拠点にりんくう常滑駅も含めて位置づけをし、拠点間の連携をしていく方針とします。	P.4-7
7	委員	飛香台に市役所が移転することと、新しく半田市に病院ができることがある程度決まっているなかで、緊急輸送道路等をはじめとする道路に関する方針があっても良いのではないか。	常滑市民病院と半田市立半田病院間の広域的なバス輸送について検討します。	P.5-7
8	委員長	公共交通の方針図を追加で検討してもらいたい。	今後、市内の公共交通については、地域公共交通会議等で検討を深めていきます。	P.5-7
9	委員	空港には世界たくさんの方が来るので、知多半島全体で考え、空港から知多半島に出られるようなコミュニティバス等、観光で動き回る人に対して、公共交通はどうあるべきなのかということが書ければよい。	公共交通のバス路線の方針において、周辺都市と連携した広域的な交通手段の導入の実現可能性を検討することを記載します。	P.5-7
10	委員	コミュニティバスを、広域連携できるように検討していくと良い。		P.5-7
11	委員	土地利用方針図で、空港とりんくう町が、工業・物流用地になっているが、状況とは違う。説明部分において工業・物流用地は、いわゆる工業地のことしか書いていないので、説明文と図面が合ってないのではと思う。	土地利用方針図で新たなに国際・広域交流拠点形成地区として方針を追加することとします。	P.5-3

第4章 都市づくりの目標

(1) 将来都市像

本計画は、これからの常滑市が目指す都市像を都市計画・都市づくりの分野から実現するための施策の大きな方向性を示すものです。

そこで、本計画における将来都市像は、第5次常滑市総合計画（2016～2024年度）の将来都市像と同一の方向を目指すものとします。

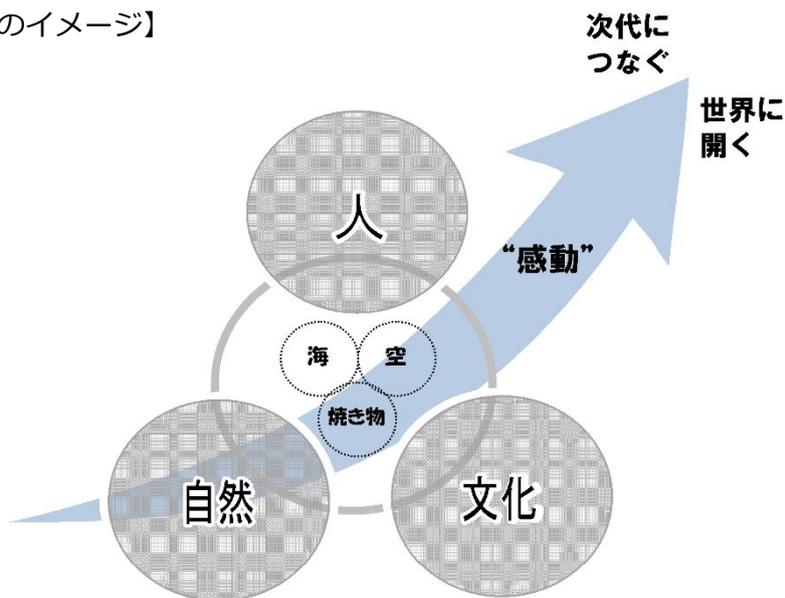
感動を 次代につなぎ 世界に開くまち とこなめ

～焼き物・海・空を生かして～

私たちは、まちの魅力である「人・文化・自然」を守り育てながら、まちへの愛着や誇りを育み、次代につないでいくとともに、人々の心に感動が生まれるように、まちの魅力を創造していきます。

そして、「感動」を全国・世界に発信し、来訪者の増加により地域経済を活性化させ、まちの認知度を高めながら企業立地や人口増加を促進していきます。

【将来の都市像のイメージ】



人

【懐かしさ】
温かい人柄、地域におけるつながりの強さ、元気な高齢者、名誉市民、陶祖、人間国宝

【新しさ】
空港関連従業員等の転入者（若者やその家族）、全国・世界からの来訪者（観光客、ビジネス客）

文化

【懐かしさ】
常滑焼、やきもの散歩道、招き猫、醸造業（日本酒）、大野の街並み、春の祭礼、山車まつり、鈴漢義塾、押し寿司

【新しさ】
中部国際空港セントレア、中部臨空都市（大規模商業施設、ホテル、結婚式場、マリナー等）

自然

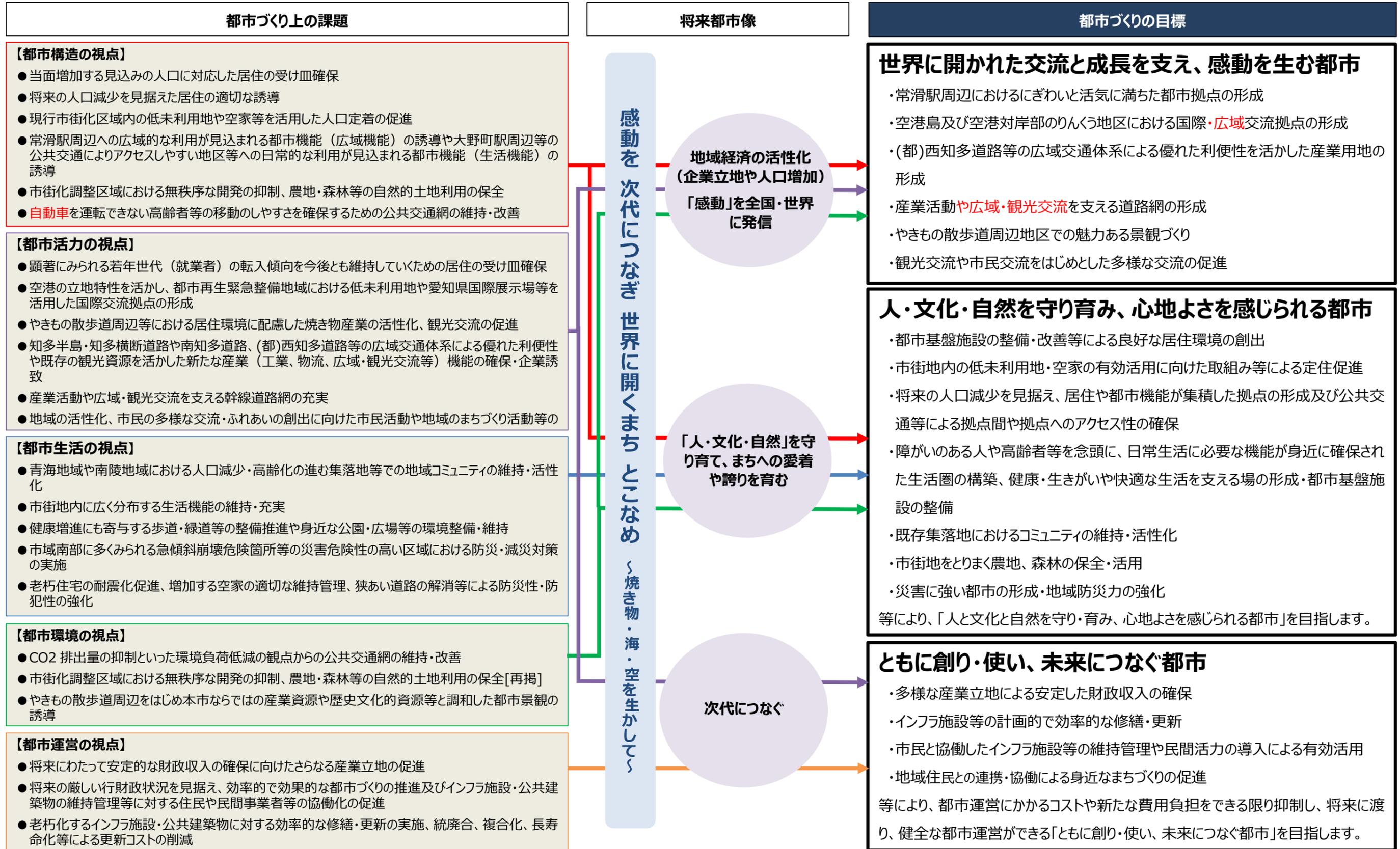
【懐かしさ】
伊勢湾の景観と夕日、海苔、海水浴、潮干狩り、海釣り、マリンスポーツ、豊富な農水産物、温暖な気候

【新しさ】
りんくうビーチ、里山整備、アイアンマンレース

（出典：第5次常滑市総合計画）

(2) 都市づくりの目標 ※赤字は第3回策定委員会以降の修正箇所

本市が目指す将来都市像の実現に向け、今後の都市づくり上の課題を踏まえ、概ね20年後を目指した都市づくりの目標を定めます。



(3) 将来フレーム

本計画においては、概ね 20 年後をめざした都市づくりの目標を展望しつつ、概ね 10 年後の目標年次（2030 年）における将来人口及び必要と見込まれる土地利用の規模（フレーム）を定めるものとします。

① 将来人口

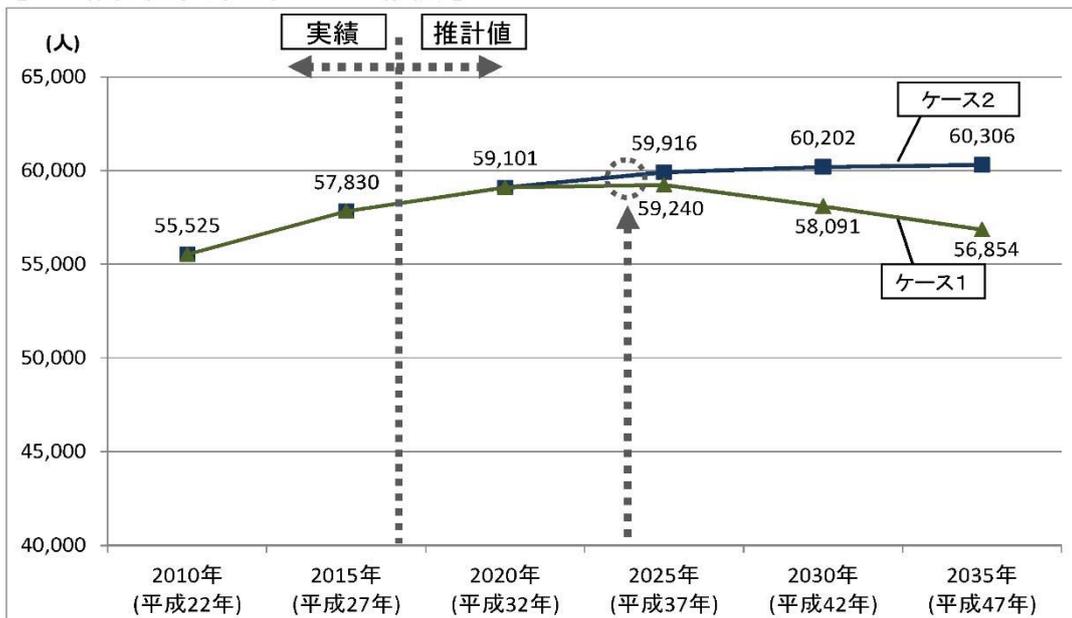
本計画においては、上位計画である第 5 次常滑市総合計画及び常滑市まち・ひと・しごと創生総合戦略（人口ビジョン）（2015～2019 年度）との整合を図り、目標年次における将来人口を 60,000 人と設定します。

【人口の見通し】

平成 27 年 3 月 31 日現在、本市の人口は 57,830 人です。中部国際空港の開港以降、集合住宅や土地区画整理事業地区等への空港関連従業員等の流入により増加を続けてきました。しかしながら、いずれは空港関連従業員等の社会増が収束し、また、高齢化の進行に伴う自然減、親となる世代の減少に伴う出生数減等により、人口は減少の局面を迎えることが予測されます。（下図の「ケース 1」）

人口減少は全国的な流れであり、今後、長期にわたって減少が続くものと予測されており、国においては、その流れに歯止めをかけるための対策に取り組むこととしています。市としても、平成 28 年 2 月に「常滑市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定の上、本計画と整合を図りながら各種施策・事業を推進し、少子化に歯止めをかけるとともに人口の緩やかな増加を図ることとしています。（下図の「ケース 2」：平成 37(2025)年には 6 万人程度）

【人口推計結果（市全体の人口推移）】



(出典：第 5 次常滑市総合計画)

②必要と見込まれる土地利用の規模（フレーム）

i)住宅地

本市の平成 30 年の人口は、59,037 人（住民基本台帳 12 月末現在）であり、市街化区域の可住地人口密度は 53.5 人/ha（空港島は可住地 0）となっています。

目標年次に向けた住宅地の増加率^{※1} 及び世帯人員の変化率^{※2} を考慮すると、目標年次における市街化区域の可住地人口密度は 51.2 人/ha となることが見込まれます。

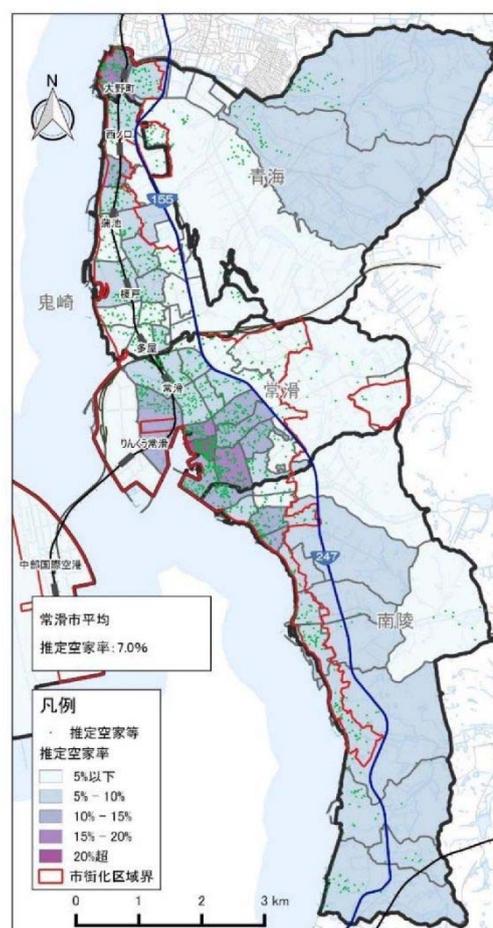
※1 平成 19 年及び平成 30 年の土地利用区分別面積（都市計画基礎調査）から、市街化区域内における農地・山林が住宅地に転換した実績値を基に、住宅地の増加率を想定

※2 世帯人員変化率は、平成 17 年から平成 27 年の国勢調査による世帯当たり人員の実績値から、近似式により将来の世帯当たり人員を推計

これにより、目標年次において現行市街化区域に収容できる人口は、約 47,000 人となります。さらに、常滑駅周辺での高度利用の促進や新田地区（暫定用途地域）における低未利用地の宅地化促進、空家率の高い大野町・本町・市場町・山方町等における空家対策等による人口定着や土地区画整理事業施行地区における人口定着を見込むと、現行市街化区域に収容できる人口は、約 50,000 人～約 51,000 人となることが見込まれます。

一方、目標年次における将来人口 60,000 人を目指した場合、目指すべき市街化区域人口は約 51,000 人となり、土地区画整理事業施行地区での人口定着の状況によっては、最大で約 1,000 人（人口密度 80 人/ha と想定した場合、住宅地面積で約 15ha※公共用地含む）が現行市街化区域に収容できないことが想定されます。

図 地区別推定空家率



（出典：常滑市空家等対策計画）

以上より、目標年次における将来人口の達成に向けては、常滑駅周辺での人口集積の強化、現行市街化区域における低未利用地や空家の有効活用に向けた取組み、土地区画整理事業施行地区での人口定着を進めることとし、現行市街化調整区域での新たな住宅地の形成は図らないこととします。

しかしながら、今後の住宅地の需給状況等によっては鉄道駅周辺等の既存ストックの活用が可能な地域等において、新たな住宅地の形成を検討することとします。

ii)産業用地（工場及び流通業務等の施設用地、観光交流施設用地）

本市の平成 27 年の工業、商業、サービス業等に関わる市内総生産額は約 1,758 億円（平成 27 年度あいちの市町村民所得）となっています。また、本市の工業・商業用地面積は約 330ha、そのうち産業用地（1ha 以上の商業用地及び工業・卸売団地）面積は約 125ha（ともに平成 30 年都市計画基礎調査等）となっています。

一方、目標年次における市内総生産額について、愛知県における平成 9 年～26 年の年平均成長率と同水準の成長率（1.4%/年）より求めた約 3,043 億円^{※1}を目指した場合、目標年次の敷地生産性^{※2}より、必要となる工業・商業用地面積は約 405ha、そのうち産業用地面積は約 167ha になることが想定されます。このことから、目標年次における市内総生産額の達成に向けては、約 80ha の工業・商業用地、そのうち約 40ha の産業用地を新たに確保することが必要となります。

※1 平成 30 年の工業・商業用地面積約 330ha と敷地生産性（推計値）より求めた平成 30 年の市内総生産額に年平均成長率 1.4%を乗じて算出

※2 目標年次の敷地当たり市内総生産は、平成 15 年、平成 19 年、平成 25 年の 3 時点の値を基に対数回帰式による推計値を採用

以上より、目標年次における市内総生産額の達成に向けては、空港島をはじめ市街化区域内の低未利用地等の有効活用により必要となる工業・商業用地を確保するとともに、産業用地については、約 40ha のりんくう地区の都市再生緊急整備地域内における低未利用地（商業地域内の都市開発事業予定地約 20ha）の有効活用を図ることとし、その上で不足する約 20ha（公共用地を含め約 30ha）を現行市街化調整区域において確保することとします。

(4) 将来都市構造

将来都市像及び都市づくりの目標の実現に向けて、目標年次における将来フレームを勘案した上で、本市が目指すべき概ね10年後の都市の姿を将来都市構造として明らかにします。

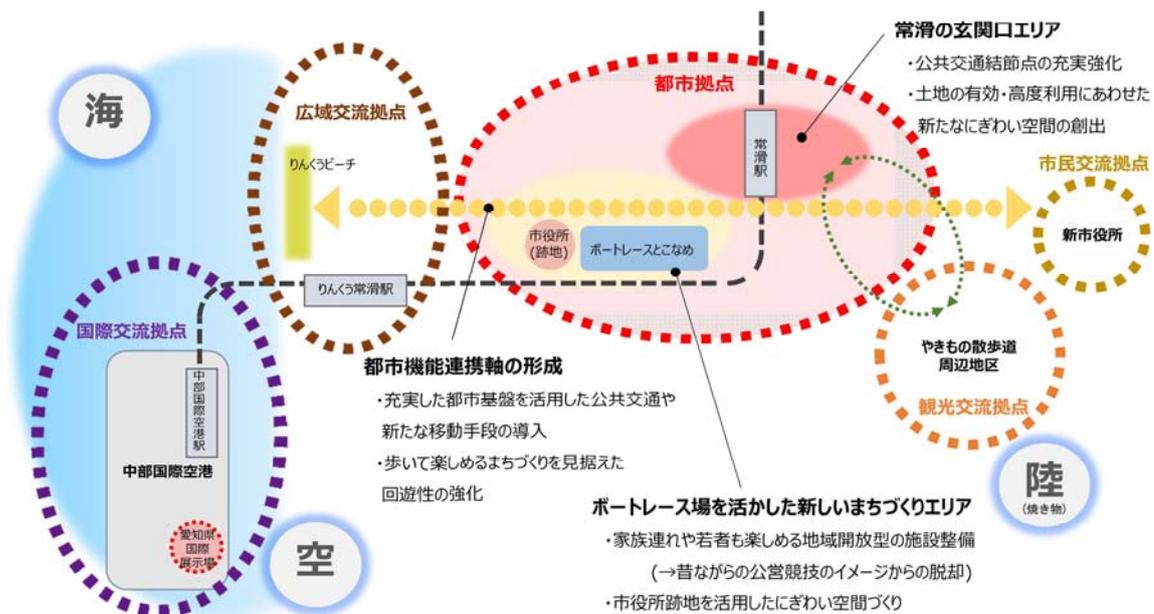
① 拠点の形成

■ 都市拠点

常滑駅周辺においては、市民の豊かな暮らしを支えるとともに、空港ややきもの散歩道等への来訪者をはじめ幅広い利用者層が見込まれ、まちのにぎわい創出にも寄与する広域機能の集積・充実を図ります。

また、様々な世代の居住ニーズに対応した住宅の供給や土地の有効・高度利用を進める等、まちなか居住の促進を図るとともに歩いて楽しめるまちづくりを進めることで、にぎわいと活気にあふれ、本市の玄関口にふさわしい都市拠点の形成を図ります。

図 都市拠点の形成イメージ



常滑駅周辺では、土地区画整理事業を進めることにより公共交通結節点の充実強化、土地の有効・高度利用にあわせた新たなにぎわい空間の創出を図り、本市の玄関口として相応しいエリアの形成を目指します。

常滑駅からりんくう地区においては、充実した都市基盤を活用し、公共交通や新たな移動手段の導入、沿道での良好な景観づくりを検討し、歩いて楽しめるまちづくりを見据えた都市機能連携軸の形成を目指します。

市役所周辺では、ポートルース場にイベントホール等の家族連れや若者も楽しめる地域開放型の施設を整備します。

また、市役所移転後の跡地を有効活用したにぎわい空間づくりを進める等、ポートルース場を活かした新しいまちづくり形成を目指します。

■交流拠点

(国際交流拠点)

空港島においては、二本目滑走路の整備について関係機関と実現に向けた取組を推進していくとともに、陸・海・空における総合交通ネットワークの強化及び利便性向上を図り、交通結節点としての魅力の向上を図ります。また、空港島の愛知県国際展示場周辺においては、広域からの集客力の高い商業機能をはじめ、文化・レクリエーション、宿泊、MICE 機能[※]等の多様な都市機能の集積を高めるとともに、来訪者の利便性、快適性を高める環境整備を進め、国内外からヒト・モノ・カネ・情報呼び込む国際交流拠点の形成を図ります。

※企業等の会議(Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行(インセンティブ旅行)(Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議(Convention)、展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)の頭文字のことで、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベント等の総称。MICE誘致により、ビジネス・イノベーションの機会の創造、地域への経済効果、国・都市の競争力向上等が期待されている。

(広域交流拠点)

空港対岸部のりんくう地区においては、広域からの集客力の高い商業機能をはじめ、文化・レクリエーション、宿泊等の多様な都市機能の集積を高めるとともに、りんくう常滑駅周辺のオープンスペース等を活用して、潤いある魅力的なにぎわい空間の創出を図ることで国内外から人を呼び込む広域交流拠点の形成を図ります。

(観光交流拠点)

やきもの散歩道周辺地区等においては、伝統や文化にふれることができる観光機能や商業機能の集積を高め、地区特有の景観の保全を図るとともに、大野町駅周辺や大野城址(城山公園)周辺、小脇公園から坂井海水浴場等周辺においては、古くからのまちなみ景観や既存の観光資源を活かしながら、空港や国際展示場の利用客をはじめとする国内外からの観光客を引き付ける魅力ある観光交流拠点の形成を図ります。

(市民交流拠点)

飛香台の新市役所・市民病院周辺においては、新市役所の建設を契機に様々な市民活動や市民の健康づくりを促進することで、市民同士の多様な世代間の交流・ふれあいが育まれる市民交流拠点の形成を図ります。

■地域生活拠点

自動車を利用しなくても地域住民がアクセスしやすい鉄道駅や路線バスの停留所周辺等を中心に、低未利用地や空家の有効活用に向けた取組み、既存ストックを活用した地域のまちづくり活動の促進等により、生活機能の立地を図ることで、歩くことを主体とした生活圏の中心となり、住民同士の交流・ふれあいの場としての役割も担う地域生活拠点の形成を図ります。

②土地利用の構成（ゾーニング）

■住居系市街地ゾーン

現行の市街化区域における既存の住宅地等では、都市基盤施設の整備・改善等により良好な居住環境の維持・創出を図るとともに、低未利用地の宅地化促進や空家の有効活用に向けた取り組み等により、若年世代等の一層の定住促進を図ります。また、拠点を中心とした都市機能の集積強化、市街地内に広く分布する生活機能の維持・充実等を図ることで、**自動車**に過度に頼らなくても安全・安心に暮らせる生活圏を形成するとともに、福祉施策と連携しながら医療・福祉機能の維持・確保や高齢者等の健康・生きがいにつながる交流の場づくりを進めます。

[地場産業エリア]

やきもの散歩道周辺等の焼き物産業関連施設と住宅等が共存する地区においては、焼き物産業の活性化と良好な居住環境の創出を図り、暮らしやすく働きやすい職住近接エリアの維持を図ります。

■産業系市街地ゾーン

現行の市街化区域における既存の産業用地等では、住宅地との混在防止や周辺の住宅地等における居住環境との調和に配慮しながら、ゾーン内のまとまった低未利用地を有効に活用し、工業・物流機能や広域からの集客力の高い商業機能、文化・レクリエーション、宿泊、MICE 機能等の維持・集積強化を図ります。

■産業候補ゾーン

(都)西知多道路 IC 周辺や既存工業団地の周辺をはじめ工場等の立地ポテンシャルが高い地区においては、今後、土地利用の熟度が高まった場合、目標年次までに必要と見込まれる産業用地の規模の範囲内で、工場や流通業務、研究開発等に関わる施設用地、観光交流施設用地の受け皿となる新たな産業**用**地の形成を図ります。

■農地保全ゾーン

現行の市街化調整区域に広がる農地等については、無秩序な市街化を抑制し、一団のまとまりある優良農地の保全を図るとともに、点在する既存の集落地については、地域コミュニティの維持や活性化、生活環境の改善を図ります。

■森林保全ゾーン

市域東部の南北に連なる丘陵地に広がる森林については、まとまりある緑地として、また市街地の背景となる景観資源として、その保全を図るとともに、良好な自然とのふれあい・交流、憩いの場としての活用を図ります。

③軸（公共交通軸）の形成

■ 広域交通軸

広域的な都市間移動を支える知多横断道路の交通処理機能の活用、(都)西知多道路の整備促進や中部国際空港の機能強化等により、市内外の交流を促進します。

■ 市民生活軸

市内南北方向の移動を支える名鉄常滑線及び路線バス（半田・常滑線、常滑南部線）、市域北部の市街地や集落地の住民の生活の足としての役割を担う北部バスについては、各路線機能・サービス水準の維持・改善を図ることで、都市拠点と地域生活拠点等との連携強化やアクセス性を高めるとともに、都市間移動需要への対応を図ります。

■ 観光交流軸

各拠点間をつなぐ観光ルートの設定、回遊性を高めるような移動手段等の検討、海辺と山辺の回遊軸の形成等により、空港や国際展示場及びりんくう地区の商業施設等の利用者を都市拠点や、やきもの散歩道周辺、市の北部や南部の観光交流拠点に誘導する等、国内外、市内外の交流を促進し、これまで以上の交流人口の拡大と、都市のにぎわいや活力の創出を図ります。

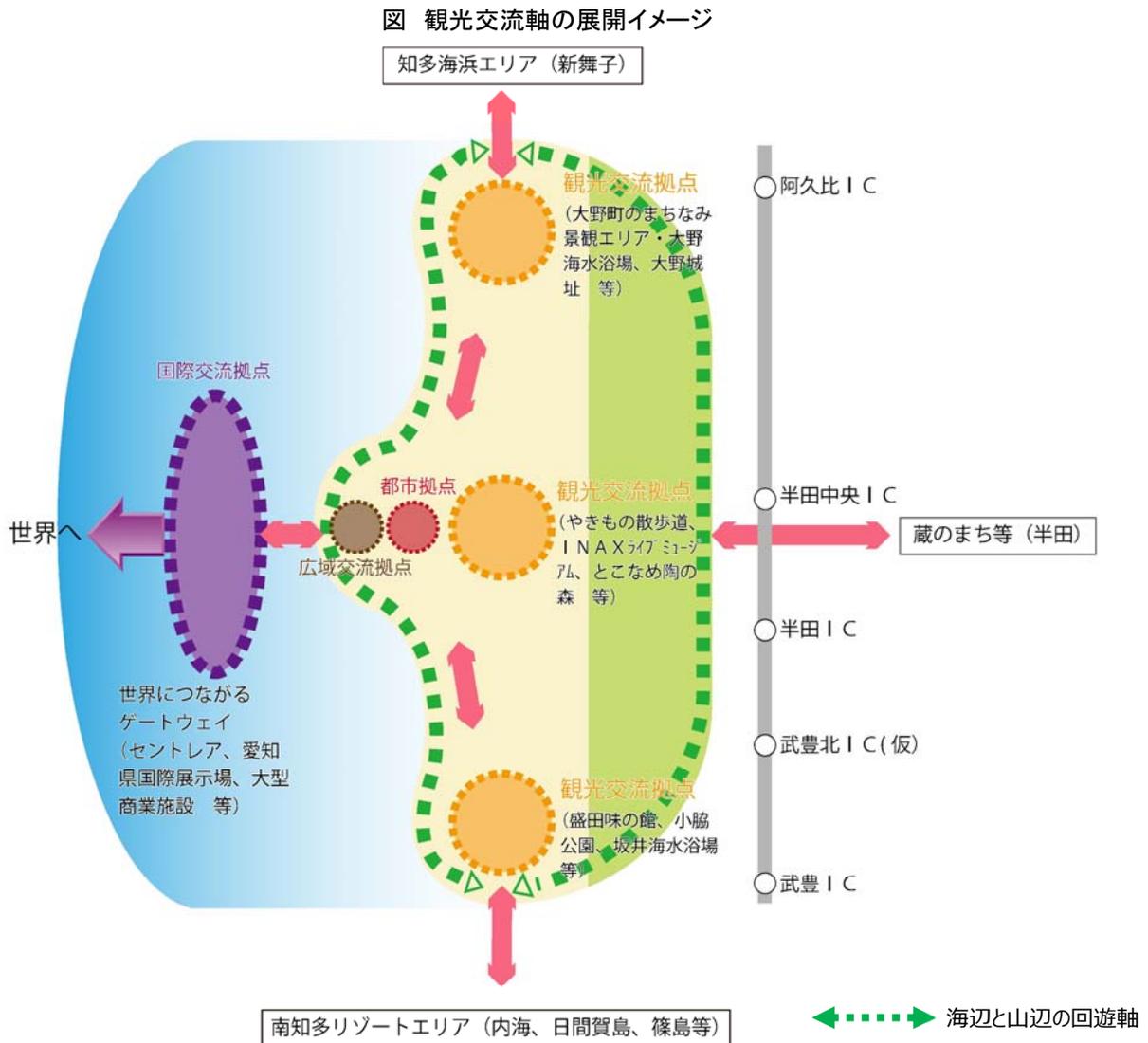
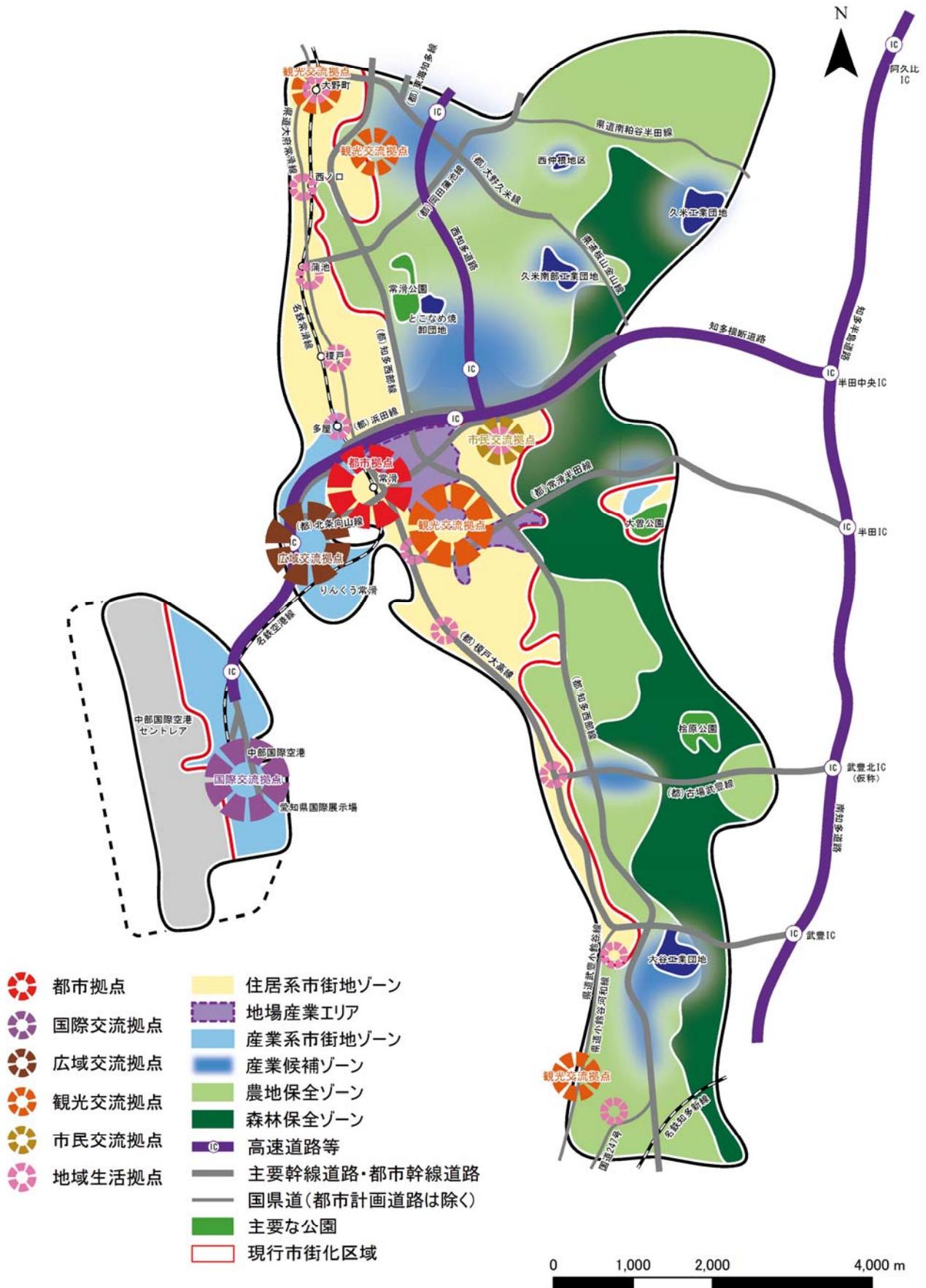


図 将来都市構造図



第5章 都市づくりの方針

※赤字は第3回委員会以降に指摘を受けて修正した箇所

(1) 土地利用の方針

中部国際空港の立地や窯業等の地場産業やこれらを活かした先端産業をはじめ、豊かな観光資源や地域資源を最大限活用し、持続可能な都市の発展を目指し、土地利用の促進を図ります。

市街化区域では、現在の用途地域を基本としながら、必要に応じ用途地域の見直し等を行うことで、土地利用の適正な規制・誘導を図り、自動車に過度に頼らなくても安全・安心に暮らせる生活圏の形成や多様な交流の場づくりを進めます。

市街化調整区域では、農地や森林等の豊かな自然環境の維持・保全を図るとともに、自然環境と都市的土地利用との健全な調和が図られた秩序ある土地利用を進めます。

①市街化区域の土地利用方針

○住宅地

- ・今後も良好な居住環境の保全及び現在の土地利用の維持、生活利便施設等が立地する暮らしやすい住宅地の形成を図ります。
- ・土地区画整理事業の施行地区内では、現在の良好な居住環境の保全及び低層住宅を主体とした土地利用を維持します。
- ・歩くことを主体に暮らせるコンパクトにまとまった生活圏の構築に向け、公益施設をはじめ日常的な生活利便施設等の立地・充実を図ります。
- ・低未利用地が多く残る新田地区では、**暫定用途地域の解消により**、良好な居住環境を有する住宅地の形成を図ります。

○沿道住宅地

- ・多車線道路である(都)知多西部線、(都)浜田線及び(都)北条向山線の沿道では、沿道にふさわしい商業業務施設等の立地により利便性の高い住宅地の形成を図ります。

○商業業務地

- ・都市拠点の形成を目指す常滑駅周辺地区では、市民のみならず来訪者も利便性を享受できるような商業・業務、福祉、宿泊施設等の多様な都市機能が複合的に立地する土地利用の誘導を図ります。

○住商複合地

- ・大野町駅の西側地区や本町・市場町、(都)知多西部線の沿道等では、暮らしやすい日常生活圏を構築するため、商業施設等生活利便施設を主体とした土地利用の維持・誘導を図ります。

○住工複合地

- ・やきもの散歩道周辺地区では、焼き物産業の活性化と良好な居住環境の創出を図る等、暮らしやすく働きやすい住工複合型の土地利用を維持します。
- ・その他の住工混合地では住工混合型の土地利用の維持及び今後の土地利用動向を見ながら長期的な視点で適切な土地利用の誘導を図ります。

○工業・物流用地

- ・工場等の立地が大半を占める地区では、現在の操業環境の保全に向け、工場や物流施設等を主体とした土地利用を維持します。

- ・低未利用地が多く残る地区では工場・物流施設等の立地を促進します。

○国際・広域交流拠点形成地区

- ・国際拠点空港である中部国際空港が立地する空港島及び空港対岸部のりんくう地区は、空港の立地特性を活かし、国内外から人・モノ・カネ・情報呼び込む国際交流拠点を形成するため、平成 29 年 8 月に都市再生緊急整備地域に指定されています。
- ・当該地域では、広域からの集客力の高い商業機能をはじめ、文化・レクリエーション、宿泊、MICE 機能等の多様な都市機能が立地する土地利用の誘導を図ります。
- ・国際展示場の立地している空港島については、道路等の公共施設の整備状況等、交通・安全・防火・衛生上の観点も考慮し、必要に応じて建蔽率や容積率の緩和等も図ることで、土地利用の誘導を促進します。

②市街化調整区域の土地利用方針

○集落地

- ・市街化調整区域に点在する古くからの集落地では、現在の土地利用を維持しつつ、豊かなコミュニティ及び快適な生活環境の創出を図ります。

○農地

- ・面的にまとまった優良な農地の維持・保全を図ります。
- ・その他の農地についても、農業振興や防災面で重要な役割を担うものについては、無秩序な開発の抑制を図るとともに、遊休農地や耕作放棄地の解消につとめます。
- ・国家戦略特別区域の制度を活用した農家レストランの設置等、6次産業化推進の取組みを支援し、地域全体の活性化を図ります。

○森林

- ・本市東部の丘陵地等に広がる森林については、自然環境の保全及び特色のある景観資源の保全、自然とのふれあいや憩いの場としての活用を図ります。

○工業・物流用地

- ・市街化調整区域の既存工業団地については、当該機能の維持・増進、現在の土地利用の維持を図ります。

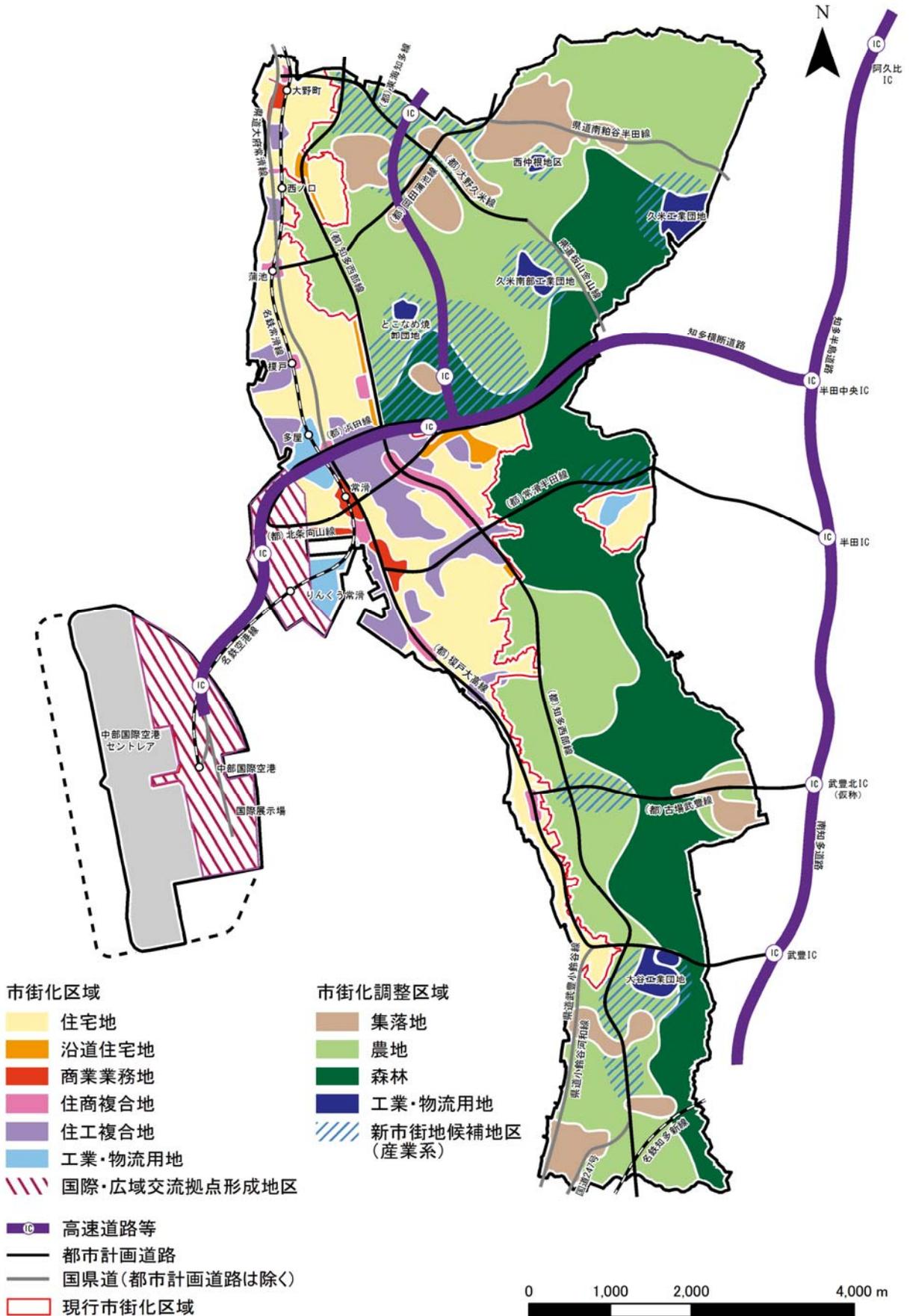
○新市街地候補地区（産業系）

- ・西知多道路 IC 周辺や久米、久米南部、大谷工業団地の既存の工業団地周辺等をはじめ工場等の立地ポテンシャルが高い地区においては、地権者の土地活用意向や工場等の立地動向を踏まえながら農地保全面との調整を行い、**熟度が高まった場合には**目標年次までに必要と見込まれる産業用地の規模の範囲内で、新たな産業用地（工場及び流通業務等の施設用地、観光交流施設用地）の形成を図ります。これらの産業用地は、市街化区域への編入を基本としつつ、位置や面積等によっては市街化調整区域のまま地区計画を定める等により無秩序な都市的土地利用が進行しないように配慮します。

○新市街地候補地区（住宅系）

- ・今後の住宅宅地の需給状況等によっては、鉄道駅周辺等の既存ストックの活用が可能な地域等において、新たな住宅地の形成を検討することとします。

図 土地利用方針図



(2) 都市施設整備の方針

世界に開かれた交流を育む交通結節点としての機能強化を図るとともに、市民だけでなく国内外からの来訪者の利便性向上を高めるため、中部国際空港、りんくう常滑駅周辺及び常滑駅を中心として都市拠点や交流拠点等の多様な拠点の連携・役割分担を支える自動車専用道路等の道路網、公共交通ネットワークの充実を図ります。

中部国際空港については、新規就航・航路拡充に向けた取組みを推進するとともに、リニア中央新幹線の開業時期を見据え、二本目滑走路をはじめとする機能強化の早期実現に向けた取組みを推進します。

公園・緑地や下水道等のその他の都市施設については、必要に応じ効率的で効果的な整備を進めるとともに、既存ストックの適切な維持管理、有効活用に努めます。

① 都市交通施設（交通体系）

<道路整備の方針>

○自動車専用道路

- ・地域高規格道路である(都)西知多道路については、早期**供用開始**に向けた働きかけを行います。
- ・セントレアライン（知多横断道路・中部国際空港連絡道路）については、**円滑な交通処理に向け**、関係機関への協議・協力を行います。

○主要幹線道路

- ・(都)知多西部線及び(都)常滑半田線について、暫定・概成供用区間又は整備中区間の整備促進に向けた関係機関への協議・協力を行います。

○都市幹線道路

- ・都市の骨格を形成し、隣接都市や主要幹線道路へアクセスする交通の円滑な処理を図るため、(都)榎戸大高線（知多横断道路以南）をはじめ暫定・概成供用区間の整備促進、未整備区間の整備・改善に向けた関係機関への協議・協力を行います。
- ・(都)大野久米線と(都)西知多道路の交差点について、関係機関に対して**円滑な交通処理を図るための整備に向けた働きかけ**を行います。

○地区幹線道路

- ・主要幹線道路等を補完するとともに、地区内で発生集中する交通需要に対応し、交通の円滑化を図るため、(都)榎戸大高線（知多横断道路以北）をはじめ暫定・概成供用区間の整備促進、未整備区間の整備・改善に向けた関係機関への協議・協力を行います。

○補助幹線道路

- ・幹線道路を補完し、主要な道路や施設へアクセス機能を担うとともに、地域住民の交通利便性や産業活動の効率性の向上を図るため、暫定・概成供用区間及び未整備区間の整備を促進します。

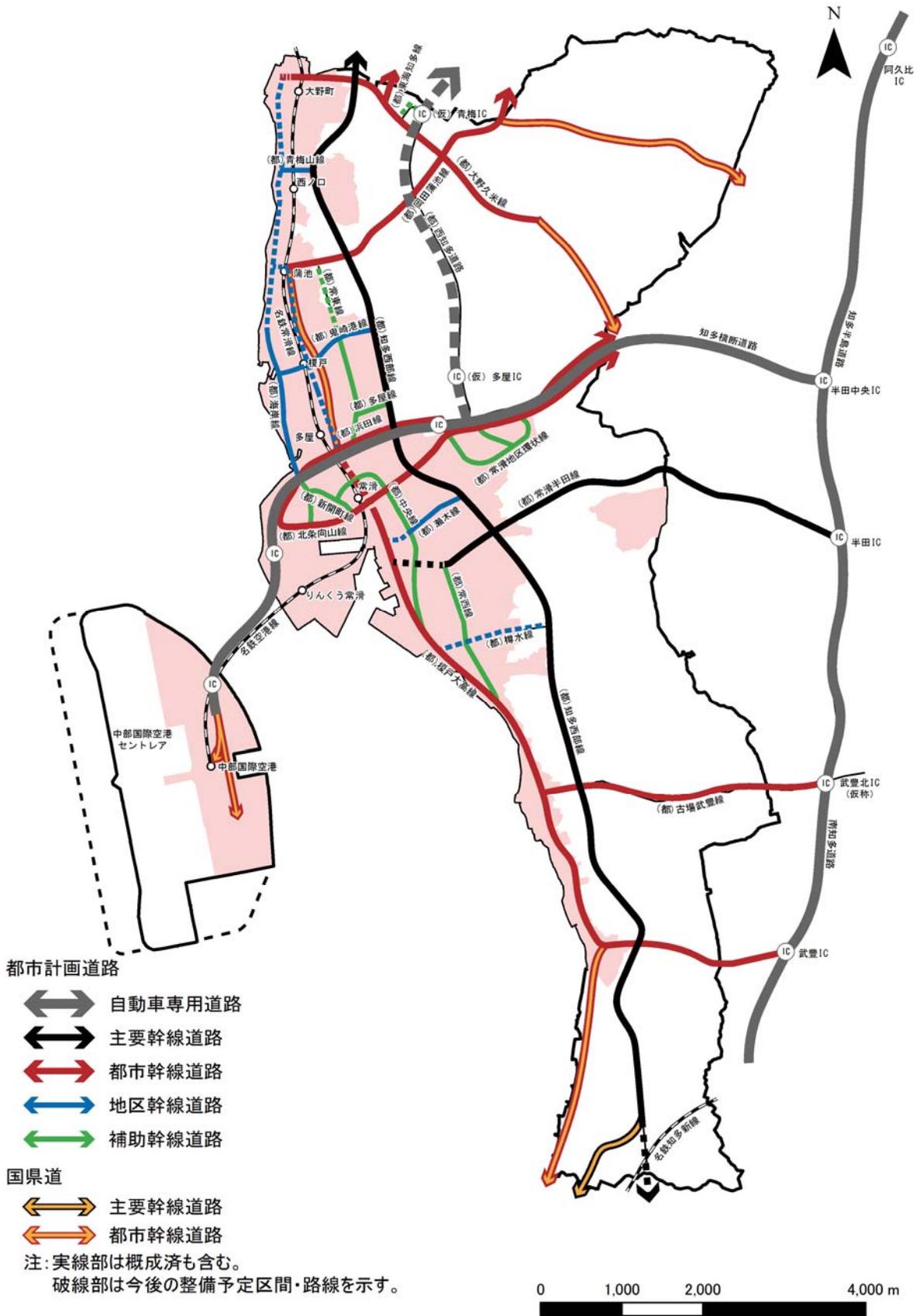
○生活道路

- ・土地区画整理事業施行地区を除いた既成市街地内で多くみられる幅員4m未満の生活道路については、地域との連携を図りながら、沿道建築物の建て替え等に合わせて「常滑市狭あい道路の後退用地の確保に関する要綱」に基づき拡幅整備を実施します。

○都市計画道路の見直し

- ・未整備区間のうち、今後、社会状況等の変化から都市計画の見直しが想定される路線・区間については、既存ストックである現道等を活用したネットワーク形成を視野に入れながら、交通処理機能、防災機能、まちづくりの連携等の視点から都市計画道路の妥当性を確認し、必要に応じて見直しを行います。

図 道路の整備方針図



<公共交通等の方針>

○鉄道・バス

- ・名鉄常滑線等については、鉄道事業者と協力して、利用促進を検討します。
- ・バス路線については、市役所移転をはじめとする公共施設の再配置や利用者ニーズを踏まえた上で、関係事業者と協力して検討を進めるとともに、空港関連のシャトルバスや**周辺都市と連携した広域的な交通手段**、**デマンド交通等**の交通手段の導入について、その実現可能性を検討します。
- ・常滑市民病院と半田市立半田病院との診療統合及び経営統合の実現にむけて、両病院に係る**必要なアクセス**について検討します。

○公共交通結節点

- ・鉄道・バス、タクシーの利用促進を図るため、常滑駅東駅前広場の整備完了をめざすとともに、**常滑駅南の駅前広場との適切な機能分担**を図ります。また、鉄道事業者と連携しながら他の鉄道駅前での交通広場や駐車場・駐輪場の利便性向上について検討します。

○歩行者・自転車ネットワーク

- ・多様な交流の拡大に向け、**自動車**に過度に頼らなくても安全・安心に暮らせる生活圏を形成するため、障がいのある人や高齢者、**子ども**、自転車等が安全で快適に移動できる歩行・自転車空間の確保を進めます。

②公園・緑地等

○公園・緑地等

- ・都市基幹公園（桧原公園、常滑公園及び大曾公園）については、現在機能の維持・更新及び利用増進を図るとともに、常滑公園の未整備箇所の整備を検討します。
- ・住区基幹公園については、地域住民のニーズを踏まえながら**質の向上**を図るとともに、適切な維持管理や遊具等の更新を図ります。
- ・市街地内における既存の都市計画公園、緑地、児童遊園、ちびっ子広場及び多目的グラウンド等の配置状況や都市公園の標準的な誘致距離等を踏まえ、公園・緑地が不足している市街地を中心に、公園・緑地の確保を検討します。
- ・大野海水浴場、坂井海水浴場及びりんくう海浜緑地については、気軽に海と親しむことができるような憩いとにぎわいの場としての機能維持・利用増進を図ります。

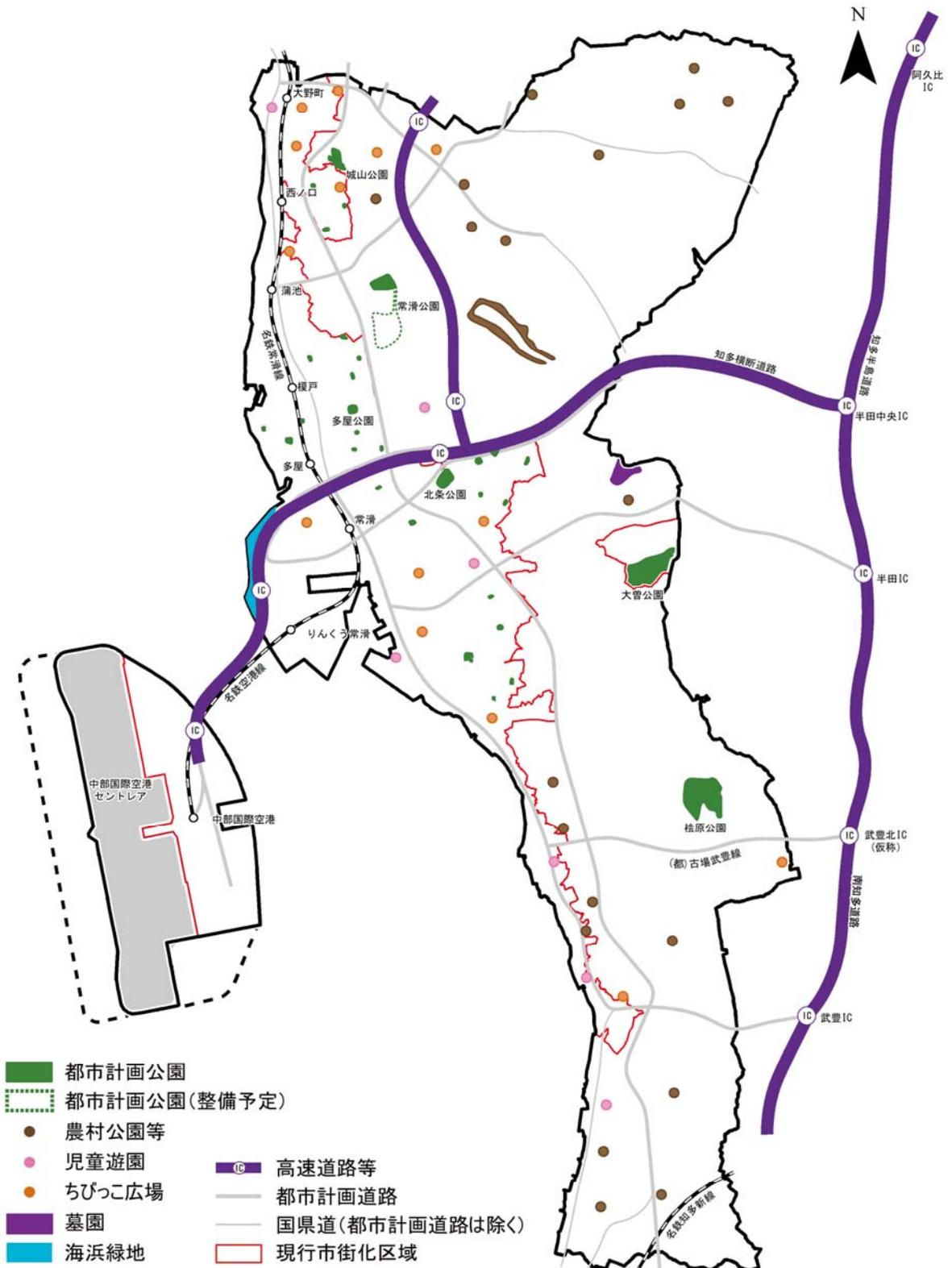
○緑化

- ・市街地内の住宅地や市街化調整区域に点在する集落地等では、ゆとりと潤いある良好な居住環境の創出に向け、都市緑化推進事業等による敷地内緑化を促進します。
- ・幹線道路等における街路樹の植栽により、緑豊かな道路空間の形成を図ります。

○緑の保全

- ・市街地内における社寺林等の身近な緑地空間や市街化調整区域における里山空間等の保全を図ります。
- ・本市東部の丘陵地に広がる森林の保全を図ります。

図 公園・緑地の整備方針図



0 1,000 2,000 4,000 m

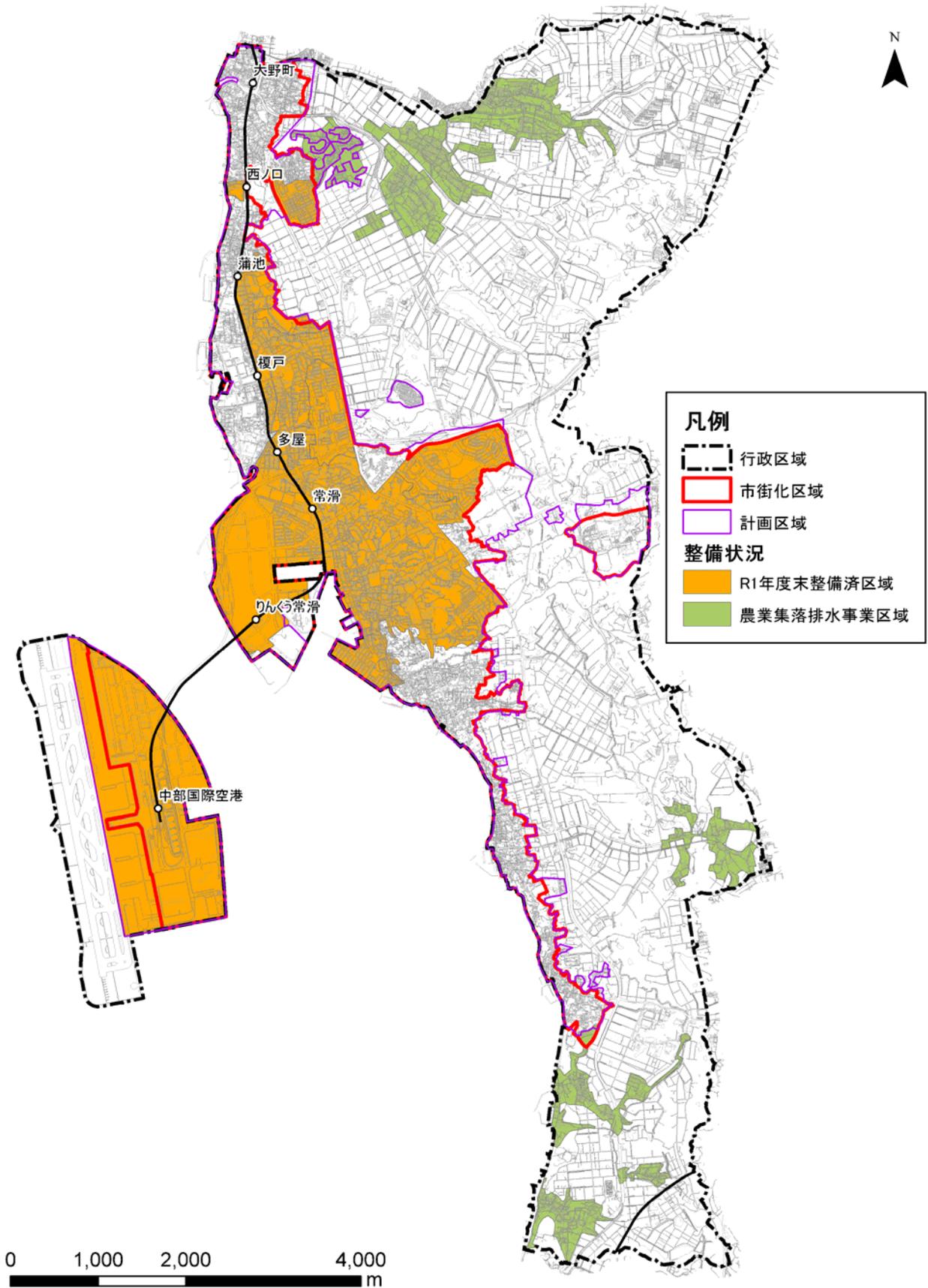
③下水道等

- ・公共下水道全体計画及び事業計画に基づき、污水管・雨水管の整備を推進します。
- ・事業計画区域（認可区域）外の雨水施設については、必要に応じ老朽化等に伴う施設の維持補修を図ります。
- ・常滑北部、多屋南部、榎戸雨水ポンプ場の耐震化等の機能更新を図ります。なお、榎戸雨水ポンプ場については、ストックマネジメント計画策定後に更新化事業を実施します。
- ・農業集落排水施設の適正な維持管理を図ります。
- ・農業集落排水処理場については、最適整備処理構想に基づき順次更新化を進めています。

④供給処理施設

- ・2市3町（常滑市・半田市・南知多町・美浜町・武豊町）の新ごみ処理施設である知多南部広域環境センター整備事業が進捗中であり、2022年度での供用開始を目指します。

図 公共下水道整備方針図(污水)



(3) 市街地整備の方針

都市の魅力を高めるとともに、安全性・快適性を確保できるよう、既存ストックや民間活力を活用し、計画的に良好な市街地の形成を図ります。

○既成市街地ゾーン

- ・市街化区域における古くからの市街地については、居住環境の向上を図るため、地区内に多く見られる狭あい道路を沿道建築物の建替え等に合わせ、改善を進めていきます。
- ・生活道路と焼き物産業関連施設が一体となって特色あるまちなみ景観を形成しているやきもの散歩道周辺等については、地域住民の理解と協力の下、景観を保全しつつ、計画的な市街地整備を進めていきます。
- ・鯉江本町内の大規模工場の敷地が大半を占める地区については、今後の土地利用動向等を見ながら具体的な市街地の整備方策を検討していきます。

○計画的市街地ゾーン

- ・土地区画整理事業等により計画的な整備が行われた地区については、現在の市街地形態を維持しながら一層良好な居住環境の創出を図るため、民有地緑化を進める等により緑豊かな市街地空間の形成を促進します。
- ・施行中の土地区画整理事業地区については、円滑に事業を促進し、早期の完了に努めます。

○低未利用地の整備

- ・低未利用地の多く見られる新田地区については、良好な市街地の形成に向け暫定用途地域の解消を図ります。

(4) 都市防災の方針

大規模地震や風水害・土砂災害への対応を念頭に、防災・減災に資する施設整備や適正な土地利用の規制誘導等に加え、防災意識の向上等の対応により、災害に強い都市づくりを進めます。

- ・周辺都市を含めた防災機能の向上に資する幹線道路網体系の構築に向け、緊急時に必要な救援・復旧活動機能を担う輸送道路の整備を促進するため、関係機関への協議・協力を行います。
- ・既成市街地内では、道路が狭いため消防活動が困難な地区も見られ、避難路・避難場所となる街路・公園の不足もあって、災害時に被害が拡大することが懸念されることから、沿道建築物の建替え等に合わせて狭あい道路の改善を進めながら、地区内の低未利用地を有効活用することにより、防災機能を有する生活道路や公園等を整備します。
- ・多くの人が集まり、中高層建物を主体とした土地利用が想定される常滑駅周辺や焼き物産業関連施設と住宅が混在する地区等については、住宅の耐震性の確保や空家の除却等も含めて火災の危険を防除する建物への建替えを促進します。
- ・津波・高潮被害が懸念される沿岸部の市街地では、警戒避難体制の充実を図るとともに、東部の丘陵地において土砂災害等が想定される地区では、土地利用の適正な規制と誘導を図ります。
- ・水害防止のため、保水機能を有する山林やため池及び開発等に伴い設置された調整池の保全を図ります。また、河川については、普通河川の老朽護岸改修を進めるとともに、矢田川、前山川の河底浚渫（しゅんせつ）・改修について関係機関への協議・協力を行います。
- ・海岸については、樋（ひ）門、陸閘（こう）の点検調査を行い必要に応じて改修を進めるとともに、鬼崎漁港海岸、西之口海岸、坂井海岸等の老朽護岸の改修整備を促進します。

(5) 景観形成の方針

交流拠点における国際・広域交流や市民交流をはじめ、多様な交流・ふれあいを育むとともに、市民生活において心地よさを感じることができるよう、緑、やきもの、地形等の地域特性を活かした景観の形成により、都市や地域の魅力を高めます。

<各土地利用に応じた市街地景観の保全・形成の方針>

○緑豊かな住宅地景観づくり

・市街化区域における古くからの市街地については、狭あい道路の改善に合わせた沿道緑化の促進や低未利用地の活用等により、緑豊かな住宅地景観の形成を図ります。

○常滑らしさを感じられる商業地景観づくり

・都市拠点を目指す常滑駅周辺の商業業務地については、焼き物等の素材を取り入れた公共施設整備等により、本市の玄関口にふさわしい市街地景観の形成を図ります。

・大野町駅周辺については、古くからのまちなみ景観を保全・活用することにより、魅力ある景観づくりを進めます。

○周辺環境に配慮した工業地景観づくり

・既存の工業団地等については、必要な敷地内緑化を確保し、新たな工業団地等については敷地内緑化や緑地の確保のほか、建物の形態意匠に関する規制・誘導策を検討する等、周辺の環境に配慮した工業地景観の形成を図ります。

○中部臨空都市での豊かな都市景観づくり

・中部臨空都市については、様々な自然環境や人工景観を活かした土地利用や施設整備を促進するとともに、企業立地に当たっては、中部臨空都市まちづくりガイドライン(平成29年1月改訂、愛知県企業庁)を適正に運用することにより、引き続き、豊かな都市景観の形成を図ります。

<焼き物のまちにふさわしい景観の保全・再生の方針>

・焼き物産業関連施設と周辺地区が一体となり特色のある歴史・産業景観を有しているやきもの散歩道周辺地区については、引き続き、やきもの散歩道地区景観条例により、焼き物のまちにふさわしい良好な景観の保全・再生に向けた取組を進めます。

<歴史文化資源と一体となった景観の保全・形成の方針>

・市内に残る社寺や古窯等の歴史文化資源や景観資源、その保全を図るとともに、これら資源と一体となって、歴史や文化を広く伝えることができる良好な景観形成を図ります。

<海や緑を眺めることができる眺望景観等の保全・形成の方針>

○海を眺め身近に感じられる海辺景観の保全

・伊勢湾の眺望に優れるりんくう町や末広町・新浜町周辺の沿岸部、また、市街地内の丘陵地や高台において海を眺めることができる眺望点の保全に努めるとともに、小脇公園等では眺望を楽しむことができるような施設整備について検討します。

- ・大野海水浴場、坂井海水浴場及び海浜緑地(りんくう町)については、民間活力の導入をしながら、市民や来訪者が海に親しめる憩いとにぎわいの場として、海を眺め、また、身近に感じることができる海辺景観の保全に努めます。

○**緑豊かな丘を眺めることができる景観の保全**

- ・市街地から眺めることができる本市東部丘陵地の森林については、斜面緑地の保全とともに緑のスカイラインとして保全を図ります。また、空港へのアクセス道路の沿道については、景観を阻害するような屋外広告物の設置を規制するため、愛知県屋外広告物条例等による適正な運用を図ります。

○**水と緑に身近に親しむことができ、心地よさを感じられる景観の形成**

- ・市内に点在する大小様々なため池と一体となった樹林地等については、市民が気軽に自然に親しむことのできる身近な緑地空間として保全に努めるとともに、ため池につながる河川については、親水機能の充実や河川沿いでの緑化・緑地確保等の検討により、誰もが心地よさを感じられる良好な景観形成を図ります。